

一、共済会、規約「勞災扶護」、上決議サレタシ（毒祐ト合ム）

二、稼高ナカリ、場合ニ規定、仕込ヲ支給サレタシ 三、稼高ハ三分ノ一ヲ支給サレタシ 四、病業事故、場合ハ願出ニ應シテ休養日ヲ與ヘラレタシ 五、不平、場合ハ貰拾用ヲ貸サレタシ

六、但ニ仕込ヨリ差引カ又コト 七、作事一週間以上ニ亘ル場合八益暮ニ參者内ヲ餘サヒクシ組シ仕込ヨリ差引カ又コト 七、作事一週間以上ニ亘ル場合八日數ニ應シテ仕込日割基差ニテ作事手續ヲ支給サレタシ

九、不可抗力ニヨル荷不足又ハ輕減、弁候ヲセアルコト

一、回答状況

会社ハ木月二十日回答、答

二、経過

(1) 勞働者側

勞働者例ハ全団勞働日木工輪勞働組合、指導下、七月十七日会社附近ニ「光榮、足弟興記十一大七十三名

ウ要求を貫徹させら云々」印刷物ヲ撒布シ解説

主
芝摩場タル芝浦川筋脇松内ニ於テ対策ヲ練り目
下横浜方面ニ因渭中、二拾余隻ニ対シテモ夫々速
絡シツ、アリ

(2) 奉業主側

歎願書ヲ受理シタル会社側ハ重複投票、工他回
渭店ニ於ケル慣例的、条項ニ對シテハ容忍、意、有
スルニ正武、回答ハ木月二十二日頃決議、模様
右文中(通報候也)